

# 湘南ライフタウン B 地区自治会連絡協議会運営規則

## (総 則)

第 1 条 湘南ライフタウン B 地区藤沢自治会規約付則第 2 条に基づき、下記のとおり「湘南ライフタウン B 地区自治会連絡協議会」(以下「本協議会」という。)を設置するものとする。

## (構 成)

第 2 条 本協議会は、両自治会の会長、副会長、総務部長(以下「三役」という。)にて構成される。

## (招 集)

第 3 条 本協議会は、両自治会のいずれかの会長の申し出により、両自治会長が必要と認めたとき、両自治会の三役を招集し、開催する。

## (運営事項)

第 4 条 本協議会運営事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 集会所の運営および維持管理
- (2) 公園等の清掃
- (3) 防犯灯の維持管理
- (4) 交通事故の防止に関すること
- (5) その他必要事項

## (所 轄)

第 5 条 本協議会の両自治会における所轄は、両自治会総務部とする。

注 1 平成 18 年 4 月 1 日 第 2 条、第 3 条一部変更  
第 4 条全文削除  
第 5 条一部変更